

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

Newsletter

February 2017

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 7

ベーカーマッケンジーセミナーの
ご案内

アジアフォーカスグループ・
セミナーシリーズ Part III
「ASEAN 現地の法務対策」
第三回 インドネシア

開催日：2017年3月16日（木）

時間：8:30 - 12:00 (受付開始 8:00)
※簡単な朝食をご用意いたします。

会場：
ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー 28F
[ご案内図](#)

費用：無料

言語：日本語および英語
※英語のプレゼンテーションは逐次通訳が
つきます。

申込締切：2017年3月9日（木）

当日のアジェンダ、申込方法等の詳細
は[こちら](#)をご覧ください

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 7 となる本号では、トランプ大統領の就任に伴う米国税制改正の見通し、Brexit をめぐる最近の動向など、各国の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

- [【インド】移転価格調整に伴う第二次調整導入](#)
- [【シンガポール】有限責任株式会社、有限責任パートナーシップ及び外国会社支店における実質的所有者の開示](#)
- [【タイ】内閣が、一人会社の設立を許容する法案を承認](#)
- [【フィリピン】最高裁が、外資規制に関する証券取引委員会のガイドラインを支持](#)
- [【マレーシア】価格管理に関する新規則の変更点](#)

2. 米国

- [トランプ大統領の就任に伴う米国税制改正の見通し](#)

3. 英国

- [Brexit をめぐる最近の動向](#)
- [繰越欠損金及び支払利息損金算入制限の改正法の施行（2017年4月1日以降）](#)
- [BEPS 行動4に基づく支払利息損金算入制限](#)

1. アジア

インド

移転価格調整に伴う第二次調整導入

インド政府は2017年2月1日付の2017年度予算案において、移転価格調整に伴う第二次調整を導入する改正案の概要を公表した。すなわち、インドにおいて移転価格調整（第一次調整）が行われた場合に、インド法人の純資産額に第一次調整と同様の調整が行われないときには、第二次調整と呼ばれる課税が行われることとなる。第二次調整に関しては諸外国において様々な取り扱い（「みなし配当」や「みなし出資」等）が存在するが、本予算案においてインド政府はみなしローンの取り扱いを採用している。

具体的には、以下の事象により生じた1,000万インドルピー（約1,680万円）を超える第一次調整が対象となる。

- インド法人による税務申告書上での移転価格に係る自主的な調整（Suomotu Adjustments）
- 移転価格調査の指摘に基づき（納税者による同意のもとで）行われた調整
- APA又は相互協議の合意に基づき実施される調整
- セーフハーバーの適用のための調整

上記の第一次調整が行われた後、一定期間内（現時点で具体的な期間は示されていない）に、該当する国外関連者は、当該調整金額に見合う資金をインド法人へ送金することを義務づけられる。当該義務を順守しない場合には、第一次調整をインド法人から国外関連者への前払い（みなしローン）とみなし、それらの前払いに対する利息に関して第二次調整が行われることとなる。ただし予算案においては、第二次調整が行われる場合の利率や、期間の計算方法については示されていない。

過去に、税務当局により第二次調整が適用された事件は数件存在するが、これまで裁判所はこれらを棄却してきた。また過去の相互協議や事前確認において、インド当局はインド法人への移転価格調整に伴う資金の返還を主張してきた。

本改正は、2017年4月1日以降に行われる取引に係る第一次調整に対して適用される見込みであるが、草案では第二次調整が過年度の移転価格調整に対しても適用可能であるか不明確であり、今後、産業界や専門家からのフィードバックを受けて、明確にされることが期待される。

小括

インドにおいて移転価格調整は頻繁に行われており、今後は第二次調整の導入により追加的な負担が生じることとなる。移転価格調整が相互協議や訴訟において支持され、国外関連者からインド法人に対して資金が返還されない場合には、みなしローンに対する利息として第二次調整が行われる。今後インド政府は、第二次調整に係る利子率と期間を決定する予定であるが、高い利率が適用される可能性がある。また、「第二次調整」はインド法人と国外関連者の資本勘定の調整と定義されることから、会計上の問題が生じる可能性もある。さらに、現状の草案は過年度の移転価格調整にも適用されるリスクがあるため、改正動向を注視していく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

シンガポール

有限責任株式会社、有限責任パートナーシップ及び外国会社支店における実質的所有者の開示

シンガポールの会計企業規制庁（**ACRA**）は、第2次会社法改正に関する提案を公表した。同提案には、シンガポール設立会社、シンガポールLLP及びシンガポールで登記された外国会社支店（以下「報告対象企業体」という。）に、その支配権保有者（**Controller**）についてのリストを維持することを求める制度の導入が含まれている。なお、証券先物法に基づく持分開示義務を負うシンガポール証券取引所（**SGX**）の上場会社及び適格性テストに服するシンガポール金融庁が監督する金融機関は、同制度の対象に含まれないとされている。

支配権保有者の概念

新第92条Aは、次の2つの基準に基づき、個人又は法人を、報告対象企業体の支配権保有者として定義する。

1. 重大な支配：取締役の過半数を任命又は解任させる権利及び一定事項について重大な影響力若しくは支配権を行使する権利若しくはその実際の行使（特に会社の定款に規定される場合）
2. 重大な持分：株式若しくは議決権の25%超の持分保有、又は株式資本を有しない企業体である場合、資本金若しくは利益の25%超の持分保有

持分保有者ストラクチャーの報告

報告対象企業体の子会社又はグループ会社の一部である場合、重大な支配及び重大な持分に関する各基準を考慮した企業体ストラクチャーの綿密な調査が必要となる。支配権保有者のリストを維持している、又は当該要請から免除されるシンガポール設立法人に到達した時点でそれ以上の調査は不要となるが、上位企業体がシンガポールに支店を有しない外国会社である場合、さらにその上位企業体まで調査することが必要となる。

法人役員及び支配権保有者の義務

報告対象企業体が改正法施行後に設立された場合は設立後30日以内に、施行前に設立又は登録されている報告対象企業体の場合はその施行後60日以内に、支配権保有者のリストの作成を開始し、支配権保有者に該当する者に対して、必要な情報及び書類を提供すべきことを通知しなければならない。なお、自己が支配権保有者に該当すると認識し又は考える個人及び法人は、報告対象企業体に対し、情報提供義務及び情報変更通知義務を負う。

支配権保有者のリスト

支配権保有者のリストはACRAが規定する支配権保有者の身元情報を含み、これには名称、居住地、国籍、身元情報（例えば、NRIC又はパスポート番号）、生年月日、当該個人が支配権保有者となった日及び支配権保有者でなくなった日、並びに支配権保有者が法人に対して重大な支配又は重大な持分のいずれかを有するかが含まれることになると考えられる（但し、秘匿特権の対象となる情報は含まれない。）。報告対象企業体は支配権保有者のリスト及び当該含まれる情報を一般に公開してはならないとされる。

[最初のページに戻る](#)

タイ

内閣が、一人会社の設立を許容する法案を承認

2017年1月24日、タイ王国の内閣は、単独の個人による有限会社（Private Limited Company）の設立に関する法案（以下「本法案」という。）を承認した。現在、本法案は法制委員会の審議を受けているが、その後は内閣による二度目の承認を経た後、国民立法議会に提出され、更なる立法過程を経る予定である。

本法案は、タイ国民に限り、単独の個人による有限会社の設立が認められるという国籍要件を定めている（かかる国籍要件を前提とすると、本法案が、外国企業によるタイへの直接投資に影響を及ぼす場面は限定的と思われる。）。また、一人会社と既存の法令に基づき登録された有限会社を区別するため、一人会社の商号は一人会社であることが分かるようなものにしなければならないと定めるほか、資本金、取締役及び会社の目的等の、一人会社に適用される各種事項に関する具体的なルールを定めている。

本法案の趣旨は、主に、タイ国内の中・小規模のビジネスが、ビジネス・パートナーを有することなく、法人としての登録を受けられるようにすることにある。本法案により設立が認められた一人会社は、中小企業を対象とする支援をはじめとする各種の行政的支援を受ける資格を有する法人として、政府のデータベースに登録されることになる。

[最初のページに戻る](#)

フィリピン

最高裁が、外資規制に関する証券取引委員会のガイドラインを支持

フィリピンの最高裁は、2016年11月、外資規制への適合性を判断する際の方針を示すフィリピン証券取引委員会（以下「SEC」という。）のガイドライン（SEC Memorandum Circular No. 8 series of 2013、以下「本ガイドライン」という。）を支持する判決を下した（Roy III v. Chairperson Teresita Herbosa, et. al.、以下「Roy判決」という。）。Roy判決は、外資系企業がいかなる株式保有構成を採用すべきかについて明確な指針を示すものであるため、以下概要を説明する。

本ガイドラインは、外資規制の対象業種を営む企業に対し、憲法又は法律上の外国資本比率規制を遵守することを義務付けるとともに、企業がかかる外国資本比率規制を遵守しているとみなされるための条件として、（i）取締役選任に係る議決権つき発行済み株式総数と、（ii）発行済み株式総数（取締役選任に係る議決権の有無を問わない）の双方が、外国資本比率規制に適合していることを求めている。Roy判決は、かかる条件が以前の最高裁判例に沿うものであるとして、本ガイドラインの内容を支持すると判示した。

本ガイドラインは、最高裁の指令（最高裁がSECに対し、2011年6月のGamboa v. Teves（以下「Gamboa判決」という。）に適合した執行をなすよう求めた指令。Gamboa判決は、公共事業について外国資本を40%以下に制限する憲法の条項が使用している「資本」という用語について、取締役選任に係る議決権つき株式を意味すると判示した。）を受けて制定された。他方、最高裁は、Gamboa判決に対する異議申立てを棄却した決定（以下「本異議棄却決定」という。）において、公共事業に係る外国資本比率規制につ

いて、取締役選任に係る議決権つき株式に加え、種類株式については株式の種類ごとにそれぞれ外国資本比率規制に従わなければならないと判示したことから、本異議棄却決定と本ガイドラインの整合性が疑われていた。今回、**Roy** 判決は、本異議棄却決定における、株式の種類ごとにそれぞれ外国資本比率規制に従わなければならないとの判断は法的拘束力のない傍論にすぎないと判示し、本ガイドラインにおいて、憲法で定められる公共事業に関する外資規制の解釈を適切に反映していると結論づけた。

上記に加え、外資規制の対象業種を営む事業者にとっては、**Roy** 判決の示した下記事項も重要であると考えられる。

- 株式がフィリピン人により所有及び保有されているとみなされるためには、法的のみならず実質的にもフィリピン人が株式を所有している必要があることを示した。
- 「実質的所有者」とは、「特定の株式」について議決権と株式の処分権（株式を処分する又は第三者に処分させることのできる権利）のいずれか又は両方を有する者をいうとの定義を明らかにし、かかる定義を踏まえ、株主名簿上はフィリピン人が「特定の株式」を所有しているが、議決権又は処分権が外国人に帰属している場合、かかる「特定の株式」はフィリピン人により「実質的に所有」されているとはいえないとした。
- かかる「実質的所有（者）」の定義は、公共事業を営む企業が公共事業に関する外資規制に適合しているかを判断するために、かかる企業の発行済株式がフィリピン人により所有されているかどうかを判断する場面を射程範囲とすることが明示された。
- 株式数を基準とした外資規制への適合性の判断をどのように行うかにつき一つの事例を示した。
- フィリピン国内外の資本市場の投資家を惹きつけて資金を調達するため、企業には、多様な特徴を備えた異なる種類株式の発行が認められることを確認した。

Roy 判決により、外資規制の対象業種を営む外資系企業は、株式保有構成を大幅に変更する必要に迫られる可能性がある。かかる企業は、**Roy** 判決、本ガイドラインその他の関連法令への適合性を確保するため、株式保有構成を精査し、各法令への適合性を再確認する必要がある。

フィリピンの訴訟手続上、最高裁の判決及び判示に対しては、発表から 15 日以内に異議を申し立てることが認められている。**Roy** 判決について異議が申し立てられた場合、関連する企業は、最高裁がかかる異議に対しどのように判示するかについても注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

マレーシア

価格管理に関する新規則の変更点

物品サービス税の導入に伴う不当な値上げ行為から消費者を保護するために2011年に施行された価格管理・反不正所得法（The Price Control Anti-Profitteering Act 2011）に関し、2016年価格管理・反不正所得規則（商品に係る不当に高い利益（Unreasonably High Profit）の判断方法）（以下「2017年規則」という。）が2016年12月22日に公布され、また、従前の規則が2016年12月31日に失効したことを受けて2017年1月1日に施行された。

2017年規則における主要な変更点は、以下の4点である。

(1) 2017年規則の適用範囲の限定

2017年規則は、食品、飲料品及び家庭用品等の一定の種類の商品にのみ適用される。なお、家庭用品には、個人、家族又は家庭のために購入された非耐久家庭用品やパーソナルケア商品を含むが、化粧品は除く、と明示的に規定されている。

(2) 会計年度又は暦年を用いた比較検討

不当に高い利益に該当するかの判断は、会計年度又は暦年におけるマークアップ率又は利益率を比較してなされる。具体的には、対象商品が初めて実際に売却され又は売出された日を含む会計年度又は暦年を基準期間（以下「基準期間」という。）とし、また、当該対象商品の調査を行う日を含む会計年度又は暦年を比較期間（以下「比較期間」という。）とした上で、基準期間と比較期間のマークアップ率又は利益率を比較することによって行う。

(3) 不当に高い利益の判断方法の変更

2017年規則では、不当に高い利益に該当するとの判断は、所定の計算式を用いて、売却又は売出される商品に係るマークアップ率又は利益率のいずれかに基づいて行われる。各企業は、マークアップ率及び利益率いずれに基づく方法によっても、不当に高い利益に該当しないよう留意する必要がある。

(4) 不当に高い利益の判断に関する新しい計算式の導入

2017年規則は、不当に高い利益に該当するかを判断するための二つの計算式を導入した。これらの計算式は、マークアップ率又は利益率に基づき計算されるものであるが、その内容は極めて複雑である。

マークアップ率に基づく計算式では、マークアップ率は、販売価格から原価を引いた金額を、原価で割ることによって得られる比率を用いて計算する。

利益率に基づく計算式では、利益率は、販売価格から原価を引いた金額を、販売価格で割ることによって得られる比率を用いて計算する。

上記二つの計算式において、利益が不当に高いかどうかの判断は、売却又は売出される商品に係る、比較期間におけるマークアップ率又は利益率と、基準期間におけるマークアップ率又は利益率を比較することにより行う。比較期間におけるマークアップ率又は利益率の方が、基準期間における当該率より高い場合は、不当に高い利益を得ているものとみなされる。ただし、マークアップ率又は利益率の増加が、対象商品に係る原価が減額したことにに基づく場合は、この限りでない。

2017年規則が事業活動に及ぼす影響

2017年規則を遵守するために、関連する事業活動を行う企業は、値上げを行う際には、値上げの前後のマークアップ率又は利益率を調査すること等が必要となる。マークアップ率又は利益率のいずれかが増加する場合、国内取引・協同組合・消費者省 (the Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism) に対し、当該増加が適切であることを、適切かつ十分な証拠に基づき証明できるようにしておく必要がある。

不当に高い利益を得た者は、2011年価格管理・反不正所得法違反となり、以下の罰則の対象となる。

(A) 違反者が法人である場合

- (a) 初犯：最高 500,000 リンギット (約 12,800,000 円)
- (b) 再犯又は累犯：最高 1,000,000 リンギット (約 25,600,000 円)

(B) 違反者が法人でない場合

- (a) 初犯：最高 100,000 リンギット (約 2,600,000 円) 及び／又は禁錮最高 3 年
- (b) 再犯又は累犯：最高 250,000 リンギット (約 6,400,000 円) 及び／又は禁錮最高 5 年

[最初のページに戻る](#)

3. 米国

トランプ大統領の就任に伴う米国税制改正の見通し

現在、共和党税制改正案に基づく立法作業が進められており、近日中に具体的な立法の内容が発表される見通しである。米国下院における共和党議員は昨年 6 月、米国税制改正の原則及び大枠を定める **House Republican Blueprint for Tax Reform** (以下「共和党税制改正案」という。) を発表している。共和党税制改正案は、個人から企業まで全てに影響する包括的な税制改正及び 21 世紀の米国内国歳入庁 ("a new IRS for the 21st century") の構築を目的としている。本稿では、具体的な税制改正法案が示される前に、共和党税制改正案の内、日系多国籍企業にも大きな影響を与える可能性が高い項目の概要について説明する。

共和党税制改正案で改正されているものとして主だったものとしては、①法人所得税から消費税 ("consumption tax") への移行、②法人税率の引き下げ (20%に減税)、③代替ミニマム税 (Alternative Minimum Tax) の廃止、全ての有形・無形資産 (土地を除く) の全額・即時の費用化、④利子収入からの支払利子額の控除、⑤欠損金に対する無期限の繰越しとインフレ・資本からの実際のリターン額に貢献する利子ファクターによる欠損金繰越額の増額、⑥特別利子の損金算入・税額控除の廃止等の改革が挙げられる。また、⑦ R&D クレジットを除く優遇措置については廃止される見通しとなっている。

国際課税に関しては、仕向地課税制度及び国境調整規定 (the border adjustment provisions) が重要な改正といえる。国境調整規定とは、米国外に輸出された商品、サービス及び無形資産については免税とする一方で、米国に輸入されたものについては米国における課税の対象とする規定である。

この規定により、輸入企業は、海外における商品製造原価・費用を控除することが認められなくなり、源泉徴収税の対象となる可能性がある。当該国境調整規定を支持する論者は、当該規定により企業が輸入を行うインセンティブを抑制し、海外において商品の製造を行うことにブレーキをかけることが可能になると主張している。他方で小売業者は、当該規定により結局税額が実質的に増加する（そして、増加額は消費者に転嫁される）ことを懸念しており、同様に WTO も当該国境調整規定の導入による影響に対する懸念を表明している。

国際課税に関する重要な改正として、テリトリアル方式への移行も挙げられる。改正案によれば、米国外にある米国企業の子会社等の利益に対してみなし本国送金税を課することが予定されており（但し1回限り）、さらにこれを進めて、現行の全世界課税方式（このルールを採用している国は現在ほぼ存在しない）を廃止して、テリトリアル方式への移行が想定されている。みなし本国送金税制度の下では、海外にある子会社等が保有しているキャッシュ又はキャッシュ同等物に対しては 8.75%の税率で、その他の全ての資産については 3.5%の税率で課税されることになり、課税額は向こう 8年にわたって分割して支払うことになる。なお、新テリトリアル方式の下では、外国子会社等による配当については 100%免税となり、Subpart F 税制については、簡素化・単純化される予定となっている。併せて、外国同族持株会社のカテゴリを除く Subpart F 税制の全てのカテゴリは廃止される。

共和党税制改正案による改正案の概要（法人関係）	
税制	法人税から消費税へ
税率	20%
代替ミニマム税	廃止
費用化	土地を除いて即時全額償却可能
損失の繰越	無期限繰越（繰戻しは不可）
特別利子控除	廃止
R&D クレジット	存置
国境調整規定	導入
国外稼得利益	キャッシュ・キャッシュ同等物：8.75% それ以外の資産：3.5% 8年の分割払
テリトリアル方式	配当課税の免除；単純な CFC ルール

なお、トランプ大統領も独自に改正案を発表しており、大統領案は共和党税制改正案の内容と多くの面で一致しているが、何点か顕著な差異も存在する。一致している内容としては、法人税額の引き下げ（但し共和党案では前記の通り 20%までの引き下げであるのに対し、トランプ大統領案では 15%までの引き下げとなっている。）、代替ミニマム税の廃止、みなし本国送金税の新設（但しトランプ大統領案では 10%の税率）及び R&D を除く損金算入に関する多くの優遇措置の廃止が挙げられる。これに対し、トランプ大統領案では、法人税額の引き下げ及びテリトリアル方式への移行ではなく、全世界課税方式は維持するとされ、みなし本国送金税によって得られた収入はインフラ投資に用いる方向性となっている。なお、みなし本国送金税によって得られた収入をインフラ投資に回すという案は、上院民主党議員の案と一致するところであり、この点に関しては後述の通り超党派合意が形成される可能性

がある。さらに、個人課税の側面では、トランプ大統領は、上記共和党税制改正案においては触れられていない **carried interest** の廃止についても言及されている。

トランプ大統領のアドバイザーの一人は、近時、議会に対して、包括的な税制改正を行うのではなく、企業に関する税制改正に注力すべきと進言している。しかし他方で、法人税の引き下げによる個人所得税への転嫁に対する懸念が理由となって以前の改正が頓挫した苦い経験があり、今回も同様の反対意見に直面することが予測される。仮に今回の税制改正が超党派の合意の下進められることになった場合、上院民主党議員の協力を取り付けることが必須となろう。上記共和党税制改正案に対する上院民主党議員の反発はなお強い状況にあるが、その中でもいくつか上院民主党との間でコンセンサスが得られる見通しがある案も存在する。**carried interest** の廃止やみなし本国送金税をインフラ投資に回す案等がそれである。

現在の時点においては、税制改正の詳細な方向性についてはまだ未成熟な段階にあるといえる。共和党は抜本的な税制改正を行うこと自体は表明しているものの、具体的内容は未確定な状況にある。また、改正作業が超党派による協力の下進められるのか、または民主党側のコンセンサスを得ることなく共和党によって強行突破がなされるのかについても見通しが立っていない。後者の方法は、オバマ政権時代も問題になった「財政調整 (Reconciliation)」による方法が用いられるのではないかとされている。**Reconciliation** の方法を用いた場合、少数党による議事進行妨害 (フィリバスター) を無効にすることができるため、共和党の賛成議席によって予算案を可決することが可能になる。もっとも、**Reconciliation** の方法による強行突破にはリスクも存在する。**Reconciliation** によって通過した予算法案の場合、10年の予算枠を超えて赤字額を増額することはできないとされているため、自動的に赤字額を増額する旨の規定は10年で効果を失うことになる。そのため、**Reconciliation** によって今回の税制改正法案を通過させた場合、10年後に効果が失われることも考えられる。この不確実性に起因して法案自体の成立見通しが極めて不透明となっているほか、仮に **Reconciliation** の方法によって法案が成立したとしても、当該法案によって影響を受ける企業にとってはより複雑なタックス・プランニングを構築する必要性に迫られることになる。

[最初のページに戻る](#)

4. 英国

Brexit をめぐる最近の動向

イギリスのメイ首相は、2017年1月17日、EUからの離脱に関する基本方針を発表する会見を行った。メイ首相は、英国の権限回復を実現するため、域内で人・モノ・サービス・資本の自由な移動・取引を認めるEU単一市場には残らないことを明言した。併せて計12の離脱交渉における優先事項 (①EU離脱プロセスにおける確実性、②英国法の独立した執行、③イギリスの4自治政府の団結強化、④アイルランドとの往来自由の維持、⑤EUからの移民数の管理、⑥在英のEU市民、在EUの英国国民の権利保障、⑦労働者の権利保護、⑧包括的な自由貿易協定(FTA)を通じたEU加盟国との自由貿易の実現、⑨EU域外国との新たな貿易協定の締結、⑩科学・技術革新にとっての最適地化、⑪対テロ・犯罪対策における連携、⑫円滑かつ秩序ある離脱) を発表した。

EU 加盟国及び域外国との関係について

メイ首相は、同会見で、FTA を通じた EU 加盟国との自由貿易の実現に関し、力強い貿易協定の締結を目指すとし、金融サービスや自動車等の産業においてはこれまでのルールを新たな協定にも取り入れる可能性があり、可能な限り EU 単一市場への自由なアクセスを求めるとした。

また、EU 域外国との新たな FTA については、近年低迷する貿易額の増加を目指し、米国やインド、オーストラリア等とすでに協議を始めていることに触れた。

関税同盟について

メイ首相は、EU 単一市場からの離脱とは異なり、EU 関税同盟からの完全離脱については明言しなかった。関税同盟では域外に共通関税を課す一方、域内では関税や通関手続きなしでモノを自由にやり取りすることができるため、完全離脱をすれば英国の産業に大きな打撃を与える可能性が大きいことを考慮したとみられる。

ただ、メイ首相が目指す EU 離脱後の 2 国間の FTA 締結のためには、英国が独立した貿易協定の交渉権を持つために関税同盟からは離脱する必要がある、メイ首相は今後難しい交渉を迫られる可能性が高い。首相は、FTA 交渉を柔軟に行いたい一方で、現状の無関税貿易の利益を今後も享受することを目指すとした。

今後の流れ

首相は演説で、EU と合意成立後、上下両院の批准を求める意向を表明したが、その後の同年 1 月 24 日、英国最高裁は、EU 離脱のために EU 基本条約 50 条の離脱通告をするには議会の立法を経ることが必要であるとの判断を下した。英政府は、この判断の後すぐに EU への離脱通知の承認を求める法案を議会に提出し、同年 2 月 8 日、下院はメイ首相に EU への離脱通知の権限を与える法案を可決した。首相は、今後上院での可決を経て、同年 3 月中の離脱通通告の実施を目指している。

[最初のページに戻る](#)

繰越欠損金及び支払利息損金算入制限の改正法の施行（2017 年 4 月 1 日以降）

2016 年度の英国税制改正に、日系多国籍企業グループの英国子会社等にも大きな影響を与えると思われる繰越欠損金（2017 年 4 月 1 日以降に発生する欠損金）及び支払利息損金算入制限に係る改正が含まれている。

繰越欠損金の控除に係る新規則

これまでの規則では、繰越欠損金は同一区分の所得とのみ相殺できるという制限が設けられていた。英国政府は、このような利用制限は国際的なベストプラクティスと一貫しておらず、長年にわたる納税者の利益水準を反映していないものであることを認め、規則が改正される運びとなった。

欠損金の利用の円滑化

現行規則では、ある年度に生じた事業損失は以下の所得とのみ相殺が可能であるとする。

- (i) 同一会計年度における同一法人の総所得（全ての所得を含む）
- (ii) 前会計年度の同一事業からの事業所得、及び/又は
- (iii) 同一会計年度における英国のグループ法人の総所得

控除することができなかつた欠損金は繰越が可能である。しかしながら、相殺可能な将来年度の所得は、欠損金に関連する同一の活動からの所得のみに限られており、将来年度における法人の欠損金の利用を制限していた。

2017年4月1日以降に生じた損失が対象となる新規則では、法人の将来年度における総所得、及び/又は、英国のグループ法人の将来年度における総所得と相殺が原則可能となる。よって、現行法に設けられていた利用制限は撤廃されるが、以下の総所得の50%ルールの導入によって、このような欠損金の柔軟性の増加を部分的に抑えられる。

5百万ポンドを超える所得には、繰越欠損金の利用を総所得の50%に制限

新たな損失の区分が緩和される一方で、新たに5百万ポンドを超える所得に適用される繰越欠損金の額に制限が設けられる。また、2017年4月1日より前に生じた繰越欠損金については、将来年度の事業所得と相殺可能な繰越欠損金は50%に制限される。一方で、2017年4月1日以降に生じた繰越欠損金については、UKの法人グループの総所得の50%を限度として相殺が可能である。この制限は、納税者の支払税額の変動を抑えることを意図している。なお、前年度の同種の事業所得との相殺に係る繰戻し規則は影響を受けない。

小括

英国子会社において2017年4月1日より前に繰越欠損金が生じている場合には現行規則の対象となり、引き続きその損失の利用に関して柔軟性が制限されることとなる。一方で、新たな総所得の50%制限を条件として、2017年4月1日以降に生じた事業損失はより効果的に活用が可能となることから、英国での投資拡大を促進することが見込まれる。

なお、2017年4月1日以降、英国の法人実効税率が19%に変更されることに伴い、日本の外国子会社合算税制の枠組みにおいて英国子会社は20%未満の特定外国子会社等に該当することとなる。すなわち、適用除外要件を満たさない限り、会社単位での合算対象となる。将来において英国での繰越欠損金制限の緩和を効果的に運用していくためにも、英国子会社が日本の外国子会社合算税制の適用除外要件を満たしているか否かを十分に検証していくことが求められる。

[最初のページに戻る](#)

BEPS 行動 4 に基づく支払利息損金算入制限

BEPS 行動 4 に基づく勧告に基づき、2017年4月1日より新しい支払利息の損金算入制限に係る新たな規則が導入される。

基準固定比率ルール

OECD が勧告した BEPS 行動 4 報告書においては、純支払利息の税務上 EBITDA に対する比率が 10%～30% の範囲で設定される「基準固定比率」を超える場合、超過部分に係る支払利息について損金算入を制限することとしている。英国の新規則では、OECD の勧告に従い、この基準固定比率を 30%

www.bakermckenzie.co.jp

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

に設定した。英国政府はこの水準を英国のほとんどの経済活動から生じる利息費用をカバーするために十分な水準であると考えているようである。

固定比率ルールには、控除額が全世界グループの純支払利息を超えることを制限する修正版の **World Debt Cap Rule** が盛り込まれている。

グループ比率ルール

納税者によっては商業上合理的な理由により高水準の借入を必要とする場合があることから、基準固定比率の代替比率として、英国政府は英国納税者が属する全世界グループにおける、純支払利息の **EBITDA** に対する比率に基づくグループ比率を採用することができる。グループ比率ルールは、これまで英国の **World Debt Cap Rule** と同様の効果を持つことを意図しており、既存の負債比率は廃止される。

デミニマス基準

改正法には、200万ポンド以下の純支払利息は対象外とするデミニマス基準が盛り込まれている。全ての英国法人グループは、この金額までは純支払利息を全て控除することが可能となる。すなわち、グループの純支払利息が200万ポンドを超える場合には、**EBITDA** の30%を超えない範囲でのみ支払利息は損金算入が可能となる。

利子控除余裕枠

会計年度における **EBITDA** の30%が純支払利息に係る総控除額を上回る場合には、英国法人グループは利子控除余裕枠を持つことができる。利子控除余裕枠は繰越可能であり、将来5年間の内に支払利息の損金算入が制限される場合に繰り越された控除余裕枠を活用できる。同様に損金算入が制限された利息は繰り越され、その後余裕枠が生じた際に控除を行うことが可能であるとされている。

小括

グループ内から資金借入を行っている日系多国籍企業の英国法人グループは、新規則がどのような影響を及ぼすか既存の事業計画を点検した上で、英国での支払利息の控除を最適化するために、今後は資金調達方法や資金計画を再検討する必要があるであろう。

[最初のページに戻る](#)

©2017 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。